日 調 連 発 第 ２ ２ 号
平成２８年４月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 11 条の規定に基づく
登録免許税の免税に係る証明書の様式について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０４号
平成２８年３月３１日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長
（　公　印　省　略　）

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１１条の規定に基づく登録免許税の免税に係る証明書の様式について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり経済産業省資源エネルギー庁長官から民事局長宛て照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

経　済　産　業　省

20160328資庁第３号
平成２８年３月２８日

法務省民事局長　殿

経済産業省資源エネルギー庁長官

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１１条の規定に基づく登録免許税の免税に係る証明書の様式について（照会）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）の一部施行に伴い、承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成２８年財務省令・経済産業省令第１号）に規定する経済産業大臣の証明書の様式を別添１及び２のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

法務省
28.3.28
第474号
民事局民事第二課

（別添１）

（不動産登記）

証　明　申　請　書

平成　年　月　日

経済産業大臣　　殿

申請者　本 店 の 所 在 地
商　　号
代表者の資格及び氏名　　印

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）附則第１１条の規定の適用を受けたいので、申請者が兼業者たる法人（　　）から承継した別紙記載の権利につき、承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成２８年財務省令・経済産業省令第１号）に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証　明　書

１．申請者は、分割を行い、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「法」という。）附則第１０条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する承継法人である。

２．申請者は、法附則第１０条第１項に規定する兼業者たる法人（　　）から別紙記載の権利を分割により承継した。

３．申請に係る分割については、当該分割により一般送配電事業若しくは送電事業を承継した法人又は当該分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般送配電事業若しくは送電事業を営むものが、当該分割の後に小売電気事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）のいずれも営まない場合であると認められる。

４．申請者が上記２．の権利を承継したのは平成　年　月　日であり、この証明書により、法附則第１１条の規定の適用を受けることができる期限は、平成　年　月　日である。

以上のとおり証明する。

平成　年　月　日

経済産業大臣　名

（注）＿＿＿には，兼業者たる法人の商号及び本店を「Ａ（○○市○○町××番地）」の振合いにより記載する。

（別紙）

土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

（注）「権利の種類」欄には、「所有権」等の振合いで記載する。

（別紙）

建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

（注）「権利の種類」欄には、「所有権」等の振合いで記載する。

（別添２）

（商業登記）

証　明　申　請　書

平成　年　月　日

経済産業大臣　　殿

申請者　本 店 の 所 在 地
商　　号
代表者の資格及び氏名　　印

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）附則第１１条の規定の適用を受けたいので、申請者が兼業者たる法人（　　）から承継した権利につき、承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成２８年財務省令・経済産業省令第１号）に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証　明　書

１．申請者は、別添分割計画書又は分割契約書のとおり分割を行い、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「法」という。）附則第１０条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する承継法人である。

２．申請者は、法附則第１０条第１項に規定する兼業者たる法人（　　）から分割により権利を承継した。

３．別添分割計画書又は分割契約書に基づく会社分割については、当該分割により一般送配電事業若しくは送電事業を承継した法人又は当該分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般送配電事業若しくは送電事業を営むものが、当該分割の後に小売電気事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）のいずれも営まない場合であると認められる。

４．申請者が上記２．の権利を承継したのは平成　年　月　日であり、この証明書により、法附則第１１条の規定の適用を受けることができる期限は、平成　年　月　日である。

以上のとおり証明する。

平成　年　月　日

経済産業大臣　名

（注）＿＿＿には，兼業者たる法人の商号及び本店を「Ａ（○○市○○町××番地）」の振合いにより記載する。

（別添）

別添として、
分割計画書又は分割契約書
の写しを添付

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０３号
平成２８年３月３１日

経済産業省資源エネルギー庁長官　殿

法務省民事局長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１１条の規定に基づく登録免許税の免税に係る証明書の様式について（回答）

本月２８日付け20160328資庁第３号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。